

北九州市監査公表第 20 号
平成 15 年 7 月 15 日

北九州市監査委員	造 田 昌 孝
同	神 尾 榮 一
同	江 島 勉
同	上 田 唯 之

北九州市長から、監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：水道局と財団法人北九州上下水道協会との業務処理のあり方について)

2 監査の対象

水道局

3 監査の期間

平成 14 年 11 月 19 日から平成 15 年 2 月 12 日まで

4 監査公表の時期

平成 15 年 3 月 3 日 (平成 15 年監査公表第 5 号)

5 監査の結果に基づく措置状況

監査の結果	措置状況
<p>(1) 経済性の確保について</p> <p>ア <u>予定価格の設定等について</u> (総務課・経理課・営業課・計画課・配水管理課・浄水課)</p> <p>市委託業務要綱では、委託に当たっては、あらかじめ委託料の予定価格を定めなければならず、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に算定するものとされている。水道局は、予定価格の設定に当たり、各課が協会と事前協議を行っているため、水道局の見積額と同額の見積書が協会から提出され、同額で契約していた。</p> <p>また、同要綱では随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、事前確認表により事務処理が適正に行われているか等について確認することとされているが、確認できる書類が添付されておらず、参考にしているかどうか確認できなかった。</p> <p>予定価格の設定及び随意契約の締結にあたっては、市委託業務要綱の規定を遵守し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>平成 15 年度の契約締結にあたっては、業務実施要領に基づき、協会独自が積算した見積書を徴した。また、今後は、類似の委託契約の実例に関する情報収集に努めるなど、市委託業務要綱に沿った事務処理を行う。</p>
<p>イ <u>特命による随意契約について</u> (総務課・経理課・営業課・計画課・配水管理課・浄水課)</p> <p>協会との特命による随意契約にあたり、特命理由を①高度な知識や特殊な技術を要する業務がある、②実務経験を要する業務がある、③公共的性格が強く、機密性を要する業務がある、④本市水道局の業務と関連性を有しており、人的・物的に共有できるものが多く、一体として契約を行った方が経済的かつ合理的である、⑤豊富な実績と経験を有している、としていた。</p> <p>実情を聴取したところ、実際に業務に従事している者については、公共職業安定所で募集しており、水道局経験者は少なく、必ずしも水道に関する知識、技術及び経験を有していない等、個々の委託業務によっては特命理由との整合性が認められないものがあった。</p> <p>協会への特命による随意契約の適否について再検討し、競争入札により業者を選定する等、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>個々の委託業務によっては、特命理由との整合性が認められないとの指摘については、個別の業務ごとの特命理由を整理したうえで、平成 15 年度の契約締結を行った。</p> <p>また、協会への特命による随意契約の適否については、個別の業務ごとに、経済性、効率性、妥当性等の観点から慎重に検討を行う。</p>

監査の結果	措置状況
<p>ウ 契約内容の見直しについて (総務課・経理課・営業課・計画課・配水管理課・浄水課)</p> <p>協会との委託契約において、雑草除伐や危険箇所状況調査等の一部の業務については、単価を定めて実績により支払をしているが、大半の業務については、毎月一定金額を確定払いにより支払っている。</p> <p>処理件数等により所要額が変動する業務については、実績払いに切り替えるとともに、協会との委託契約の財源が市民の水道料金であることに鑑みれば、委託業務全般について、その業務実態の把握に努め、積算内訳と業務実態とに乖離が生じていれば、翌年度以降の契約内容を見直すよう、絶えず心掛けられたい。また、委託事業に係る一般管理費についても、業務内容に応じて必要な経費を適切に見積もり、計上するよう心掛けられたい。</p>	<p>平成 15 年度の契約において、一般管理費及び一部業務の廃止を含む業務内容の見直しを行った。</p> <p>今後も、委託業務の実態を正確に把握することに努め、業務内容に応じた適切な経費の見積もりについて検討し、契約に反映させるよう心掛ける。</p>
<p>エ 傾斜計監視業務について (配水管理課)</p> <p>水道用地等巡視業務のうち、災害対策として配水池や路線の急傾斜地に設置している傾斜計の監視業務を年 4 回委託しているが、24 の対象地区のうち挿入式傾斜計が測定管内に挿入できないため、測定不能との業務報告がなされているにもかかわらず、平成 8 年からそのまま測定対象とされ、放置されている地区が 3 地区あった。</p> <p>また、平成 14 年 5 月に水道局が別途実施した専門家の調査によれば、測定対象から除外しても差し支えない地区も指摘されている。</p> <p>測定の必要な対象地区の選定を適切に行うとともに、業務自体の必要性についても検討を行い、経費節減に努められたい。</p>	<p>傾斜計は、専門家の意見を踏まえて、昭和 58 年から防災対策上必要な場所で測定を行うこととした。しかしながら、委託開始からすでに 20 年が経過し、法面の管理に関する理論等も進歩してきた。平成 14 年 5 月に、改めて専門家の意見を聞いたところ、測定場所・測定方法の変更や足立配水池の監視の強化等について、再検討を行うように提案を受けた。</p> <p>この提案を踏まえて局内で検討を行い、平成 15 年度当初より、特に重要な 6 箇所については水位観測と傾斜計観測を合わせて行うこととし、データが比較的安定している 18 箇所については傾斜計測定を当面中断し、法面の変状監視を重点的に行うこと方に方式を変更した。</p> <p>平成 15 年度には、法面等危険箇所の維持管理手法について局内委員会も設置して、更に検討を重ねる予定であり、この中で監視計測定についても、再度適正な活用の検討を行う。必要な傾斜計については、監視を確実に行っていく。</p>

監査の結果	措置状況
<p>オ 給水装置工事検査補助業務について (配水管理課)</p> <p>予定価格の積算にあたり、業務に従事する年間所要人員数を積算基礎としているが、平成13年度の月別検査実績によれば、各月の検査件数を比較した場合、最大処理件数と最少処理件数とで約2.8倍の較差が生じている。</p> <p>委託業務の仕様を定めるにあたり、単価契約の導入、業務実績に基づく必要人員数の見直し及び繁忙期での臨時職員による弾力的な対応等、経費の節減方策について検討されたい。</p>	<p>平成11年度以降、検査件数が増加していることや検査補助人員を平成11年度の組織改正により14名から12名へと2名削減したことから、1人当たりの年間検査件数は、平成11年度に比べて同13年度は約2割増加している。</p> <p>一方、検査補助業務には水道条例等に規定された構造・材質基準についての専門的な技術を必要とするため、要員配備にはこれらの知識を有していることが必要とされ、臨時職員等による応急的採用では対応し難いものである。</p> <p>また、検査業務には期日的制約を受けることから、それに対応できる要員数を事前に配備しておくことが必要とされる。</p> <p>しかしながら、指摘の内容を踏まえ年間の検査実態を分析すると共に、他の業務との連携を図るなど業務量の効率的な配分がなされるよう検討する。</p>
<p>カ 伊佐座取水場及び畠浄水場の委託化について (浄水課)</p> <p>伊佐座取水場及び畠浄水場においては、穴生浄水場からの遠方操作により運転を実施していることから、平日の夜間及び休日等(畠浄水場については夜間のみ)に正規職員を配置せず、その間の監視業務のみを協会に委託している。</p> <p>平成14年4月1日の水道法の改正により、浄水場等の運転及び整備等の業務について委託化が可能となったため、現在、両施設において正規職員が実施している業務についても委託化を検討されたい。</p>	<p>水道事業の第一の使命は、安全・安定給水であり、加えて、経営の効率化を図る必要がある。</p> <p>水道局では、これまで浄水場等業務の委託拡大を実施・検討してきたところである。</p> <p>伊佐座取水場・畠浄水場を含め、水道局の施設は、有機的に連携・結合しており、その運転・整備は同一レベルで運用・管理されるべきものである。</p> <p>現在、水道局全体を対象に経費節減の方策を検討しているところであり、この中で指摘事項についても検討していくこととしている。</p>

監査の結果	措置状況
<p>(2) 効率性の確保について ア <u>水道用地等巡視業務委託の報告書の活用について</u> (東部工事事務所)</p> <p>水道用地等巡視業務委託の報告書で不法占拠が指摘されているにもかかわらず、水道局において相手方に対する除去指導等を行わず、長期間放置しているものがあり、委託業務の成果が有効に活用されていない事例が認められた。</p> <p>早急に不法占用者を確認した上で除去指導を行う等して、委託業務の報告書を有効に活用するよう努められたい。</p>	<p>平成 11 年度に「水道用地の特別使用取扱い（内規）」、平成 12 年度に「北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」が整備されたことをうけ、平成 12 年度に 17 件、13 年度に 37 件、14 年度以降に 67 件と取組を強化し、用地巡視業務により確認されている不法占拠箇所 197 件のうち既に 133 件を処理した。</p> <p>指摘にあった 9 件を含む残り 64 件についても、不法占用者の確認と除去指導や交渉により、不法占用状態の改善を進めていく。</p>

監査の結果	措置状況
<p>イ <u>未納整理業務の効率的な業務遂行について</u> <u>(営業課)</u></p> <p>未納整理業務の取組状況が、営業センター毎に異なるとともに、同一営業センター内においても係員毎に異なっていた。</p> <p>具体的には、未納整理現地収納（未納整理員が現地で未収金を収納するもの）及びお知らせ投函については、全く行っていない営業センターがあり、また、停水処分発送については、水道局直送分（電算打出し分）のみで、営業センター発送分（未納整理員の発送分）が全くない営業センターが認められた。</p> <p>また、水道局は、協会との委託契約にあたり、業務に従事する年間所要人員数を積算基礎としているが、未納整理業務に係る各業務について、平成13年度に職員一人が一か月に処理した業務量を算定すると営業センター間で大きな較差が認められる。さらに、水道局は、水道料金納付の利便性向上を図るために、平成10年度からコンビニエンスストアでの納付制度を導入したことから、委託業務の中心的業務であった未納整理現地収納件数は大幅に減少してきており、この業務のあり方については、その見直しをすべき時期にきているものと思われる。</p> <p>未納整理業務については、まず、事務処理手順の作成等により、事務の標準化を図るとともに、営業センター毎の必要人員の見直し及び委託業務内容の見直しを行い、効率的な事務処理をされたい。</p>	<p>現在、業務内容の効率的な運用を行うために、業務内容の見直しについて営業課内で協議を行っているところである。</p> <p>今後は、事務の標準化を図り、営業センターでの必要人員の見直しを行うなど、段階的に効果的な事務処理を行っていく。</p>